建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程

日本タリアセン株式会社

目次

第 1 章　総　　則
第　1 条(趣　　旨)
第　2 条(基本方針)
第　3 条(判定の業務を行う時間及び休日)
第　4 条(事務所の所在地)
第　5 条(判定の業務を行う区域)
第　6 条(判定の業務を行う建築物の区分の範囲)

第 2 章　判定の業務の実施の方法
第　7 条(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等)
第　8 条(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の引受け及び契約)
第　9 条(判定の実施方法)
第 10 条(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取下げ)
第 11 条(適合判定通知書の交付等)

第 3 章　適合判定員等
第 12 条(適合性判定員の選任)
第 13 条(適合性判定員の解任)
第 14 条(適合性判定員の配置)
第 15 条(適合性判定員の教育)
第 16 条(判定の業務の実施及び管理の体制)
第 17 条(秘密保持義務)

第 4 章　判定手数料等
第 18 条(判定手数料等の納入)
第 19 条(判定手数料を減額するための要件)
第 20 条(判定手数料を増額するための要件)
第 21 条(判定手数料の返還)

第 5 章　雑則
第 22 条(判定業務規程の公開)
第 23 条(財務諸表等の備付け)
第 24 条(財務諸表等に係る閲覧等の請求)
第 25 条(帳簿及び書類の保存期間)
第 26 条(帳簿及び書類の保存及び管理の方法)
第 27 条(軽微変更該当証明に係る帳簿の備付け等)
第 28 条(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 29 条（判定の業務に関する公正の確保）
第 30 条（損害賠償保険への加入）
第 31 条（事前相談）

附則

第１章　総則

（趣旨）

第1条　この判定業務規程（以下「規程」という。）は、日本タリアセン株式会社（以下「JTC」という。）が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 14 条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関として行う法第 11 条第１項及び第２項並びに法第 12 条第２項及び第３項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第５号。以下「施行規則」という。）第 13 条に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面（以下「軽微変更該当証明書」という。）の交付（以下単に「判定」という。）の業務の実施について、法第 45 条第１項の規定により必要な事項を定めるものである。

（基本方針）

第2条　判定の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る技術的助言によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

（判定の業務を行う時間及び休日）

第3条　判定の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前 10 時から午後5時までとする。

2. 前項の業務の休日は、次に掲げる日とする。
   (1) 日曜日並びに土曜日
   (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
   (3) 年末年始（期日はその年度毎に決定する。）
   (4) 夏季休暇（期日はその年度毎に決定する。）
   (5) その他 JTC が定める休日
3. 判定の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に提出者又は申請者（以下「提出者等」という。）との間において判定の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

（事務所の所在地）

第4条　判定の業務を行う主たる事務所（以下「本社」という。）の所在地は、東京都渋谷区代々木１丁目 55 番４号　山門ビル３階とする。

（判定の業務を行う区域）

第5条　業務区域は、東京都（島しょ部を除く）、神奈川県、千葉県、埼玉県、群馬県、栃木県、茨城県、山梨県、長野県の全域とする。

（判定の業務を行う建築物の区分の範囲）

第6条　JTC は、法第 38 条第１項第１号の(１)から(６)までに定める建築物の区分に係る判定の業務を行うものとする。

第２章　判定の業務の実施の方法

（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等）

第7条　建築物エネルギー消費性能確保計画を提出（建築物エネルギー消費性能確保計画を通知する場合を含む。以下同じ。）しようとする者は、JTCに対し、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第３条第１項に規定する書類を提出しなければならないものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出しようとする者は、JTCに対し、施行規則第４条第１項に規定する書類を提出しなければならないものとする。
3. 軽微変更該当証明書の交付を求めようとする者は、JTCに対し、別記様式第１による軽微変更該当証明申請書の正本及び副本に、それぞれその内容を確認するために必要な書類を添えたものを提出しなければならないものとする。
4. 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。次項において同じ。）であるものに対し、法第11条第１項に規定する特定建築行為（住宅の新築に限る。以下この項及び次項において同じ。）に係る住宅について設計住宅性能評価（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成11年建設省令第20号）第３条第１項に規定する変更設計住宅性能評価（次項において「変更設計住宅性能評価」という。）を除く。）の申請又は確認（同令第７条の２第１項に規定する変更確認（次項において「変更確認」という。）を除く。）の求めをした場合（当該住宅の設計者の氏名の記載がある設計評価申請添付図書（同令第３条第１項に規定する設計評価申請添付図書をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は確認申請添付図書（同令第７条の２第１項に規定する確認申請書の添付図書をいう。以下この項及び次項において同じ。）を提出した場合に限る。）において、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に当該特定建築行為に係る建築物エネルギー確保計画を提出するときは、第１項にかかわらず、施行規則第３条第１項の表の各項に掲げる図書を同項の計画書に添えることを要しない。この場合において、当該登録住宅性能評価機関に提出した当該設計評価申請添付図書又は当該確認申請添付図書のうち建築物のエネルギー消費性能に係るものは、当該計画書の添付図書とみなす。
5. 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって登録住宅性能評価機関であるもの（前項の規定により提出した建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けたものに限る。）に対し、特定建築行為に係る住宅について変更設計住宅性能評価の申請又は変更確認の求めをした場合（当該住宅の設計者の氏名の記載がある設計評価申請添付図書又は確認申請添付図書を提出した場合に限る。）において、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に当該特定建築行為に係る変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出するときは、第２項の規定にかかわらず、施行規則第４条第１項の表の各項に掲げる図書（変更に係る部分に限る。）を同項の計画書に添えることを要しない。この場合において、当該登録住宅性能評価機関に提出した当該設計評価申請添付図書又は当該確認申請添付図書のうち建築物のエネルギー消費性能に係るものは、当該計画書の添付図書とみなす。
6. 前５項の規定により提出、通知又は申請される書類（以下「提出書類等」という。）を受けるに当たり、あらかじめ提出者等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（当機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と提出者等の使用に係る電子計算機とを

電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）によることができる。

（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の引受け及び契約）

第8条　JTCは、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は軽微変更該当証明申請（以下「建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等」という。）があったときは、次の事項を審査し、これを引き受ける。

(1) 提出された建築物エネルギー消費性能確保計画又は軽微変更該当証明申請のあった計画の変更（以下「提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等」という。）が特定建築行為に係るものであること。

(2) 提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物が、第６条に定める判定の業務を行う範囲に該当するものであること。

(3) 提出書類等に形式上の不備がないこと。

(4) 提出書類等に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。

(5) 提出書類等に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2. JTCは、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その返却又は補正を求めるものとする。

3. 提出者等が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、引き受けできない理由を説明し、提出者等に提出書類等を返還する。

4. 第１項により建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を引き受けた場合には、JTCは、提出者等に引受承諾書を交付する。この場合、提出者等とJTCとは、別に定める「建築物エネルギー消費性能適合性判定業務約款（以下「業務約款」という。）に基づき契約を締結するものとする。

5. 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について、明記するものとする。

(1) 提出者等の協力義務に関する事項のうち、提出者等は、JTCの求めに応じ、判定のために必要な情報をJTCに提供しなければならないこと。

(2) 判定手数料（証明手数料を含む。以下同じ。）に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 判定手数料の額に関すること。

(b) 判定手数料の納入期日に関すること。

(c) 判定手数料の納入方法に関すること。

(3) 判定の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 適合判定通知書又は軽微変更該当証明書（以下この条において「適合判定通知書等」という。）を交付し、又は適合判定通知書等を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。

(b) 提出者等の非協力、第三者の妨害、天災その他のJTCに帰することのできない事由により業務期日が遅延する場合には、提出者等と協議の上、業務期日を変更できること。

(4) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 適合判定通知書等の交付前までに提出者等の都合により建築物エネルギー消費性能確保計画を変更する場合においては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を取り下げ、

別件として再度提出等を行わなければならないものとし、この場合においては、元の判定に係る契約は解除されること。

(b) 提出者等は、適合判定通知書等が交付されるまで、JTCに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。

(c) 提出者等は、JTCが行うべき判定の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他のJTCに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った判定手数料の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

(d) JTCは、提出者等の必要な協力が得られないこと、判定手数料が納入期日までに支払われないことその他の提出者等に帰すべき事由が生じた場合においては、提出者等に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。

(e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の判定手数料の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

(5) JTCが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 当該契約が、提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物が建築基準法（昭和25年法律第201号。）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。

(b) 当該契約が、提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。

(c) 提出書類等に虚偽があったことが適合判定通知書等交付後に発覚した場合、当該判定の結果について責任を負わないこと。

（判定の実施方法）

第9条　JTC は、法、これに基づく命令及び告示並びに判定マニュアルに従い、判定を法第 42 条に規定する適合性判定員に実施させる。

2. 判定の業務に従事する職員のうち適合性判定員以外の者（以下「適合性判定補助員」という。）は、適合性判定員の指示に従い、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の受付け、建築物エネルギー消費性能確保計画の内容の予備審査その他の補助的な業務を行う。

3. 適合性判定員は、判定のために必要と認める場合においては、提出者、申請者又は設計者に対し、必要な書類の閲覧又は提出を求める。

4. JTC は、提出書類等の記載内容に虚偽があると認められた場合、判定を行えない旨及びその理由を提出者等に通知する。

（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取下げ）

第10条　提出者等は、適合判定通知書等の交付前に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書を JTC に提出する。

2. 前項の場合においては、JTC は、判定の業務を中止し、提出書類等を提出者等に返却する。

（適合判定通知書の交付等）

第11条　JTC は、提出を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを判定したときにあっては、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に、適合判定通知書を提出者に交付する。

2. JTCは、提出を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないことを判定したときにあっては適合しない旨の通知書を、建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないときにあっては適合するかどうか決定できない旨の通知書を、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から14日以内に、提出者にそれぞれ交付する。
3. JTCは、第１項及び第２項にかかわらず、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から14日以内に当該提出者に適合判定通知書を交付することができない次に掲げる合理的な理由があるときは、28日の範囲内において、その期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から14日以内に提出者に交付する。

(1) 提出書類に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
(2) 提出書類に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
(3) 判定に必要な提出者の協力が得られなかったことその他の JTC の責めに帰すことのできない事由により、判定を行えなかったとき。
(4) 判定手数料が納入期日までに納入されていないとき。

4. JTC は、軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が施行規則第５条（第９条第２項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更（以下単に「軽微な変更」という。）に該当することを確認したときにあっては、すみやかに別記様式第２による軽微変更該当証明書を交付する。
5. JTC は、軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が軽微な変更に該当しないことを確認したときにあっては別記様式第３による軽微な変更に該当しない旨の通知書を、軽微な変更に該当するかどうかを決定することができないときにあっては別記様式第４による軽微な変更に該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者にそれぞれ交付する。
6. 適合判定通知書の交付番号は別表１に、軽微変更該当証明書の交付番号は別表２に定める方法に従う。
7. 適合判定通知書、第２項若しくは第３項の通知書又は軽微変更該当証明書若しくは第５項の通知書（以下「適合判定通知書」という。）の交付については、あらかじめ提出者等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第3章　適合性判定員等

（適合性判定員の選任）

第12条　JTC の代表取締役は、判定の業務を実施させるため、施行規則第 36 条に定める要件を満たす者のうちから、適合性判定員を選任するものとする。

2. 適合性判定員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。
3. 適合性判定員の数は、法第 38 条第１項第１号に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

（適合性判定員の解任）

第13条　JTC の代表取締役は、適合性判定員が次のいずれかに該当するときは、その適合性判定員を解

任するものとする。

(1) 業務違反その他適合性判定員としてふさわしくない行為があったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

（適合性判定員の配置）

第14条　判定の業務を実施するため、適合性判定員を本社に２人以上配置する。

2. 前項の適合性判定員は、公正かつ適確に判定の業務を行わなければならない。

3. JTC は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出件数が一時的に増加することその他の判定の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな適合性判定員を選任することその他の適切な措置を講ずる。

（適合性判定員の教育）

第15条　適合性判定員の資質の維持向上を図るため、適合性判定員に対し、年１回以上、JTC の行う判定の業務に関する研修を受講させるものとする。

（判定の業務の実施及び管理の体制）

第16条　判定の業務に従事する職員を、第 14 条第１項の規定により配置された適合性判定員を含め、当該事務所に１人以上配置する。

2. JTC は、法第 38 条第１項第３号に規定する専任の管理者に省エネ判定グループの長若しくはその権限を同等以上に有する者を任命する。

3. 専任の管理者は、判定の業務を統括し、判定の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての適合判定通知書等の交付について責任を有するものとする。

（秘密保持義務）

第17条　JTC の役員及びその職員（適合性判定員を含む。）並びにこれらの者であった者は、判定の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第４章　判定手数料等

（判定手数料等の納入）

第18条　提出者等は、別表３に定める判定手数料を、銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の納入方法によることができる。

2. 前項の納入に要する費用は、提出者等の負担とする。

3. JTC と提出者等は、別途協議により、一括納入その他別の納入方法を取ることができるものとする。

（判定手数料を減額するための要件）

第19条　判定手数料は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

(1) 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出とともに、建築基準法第６条の２第１項の確認の申請又は同法第 18 条第４項の通知を行うとき。

(2) 標準設計を用いた複数の建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の提出が、一定期間

内に見込めるときで、判定の業務が効率的に実施できるとJTCが判断したとき。

(3) あらかじめ JTC が定める日又は期間内に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行ったとき。

(4) あらかじめ JTC が指定するソフトウェアを用いて提出書類等を作成し、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等をするとき。

(5) 第７条第４項又は第５項に基づき、登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって登録住宅性能評価機関であるものに対し、設計住宅性能評価の申請若しくは確認の求めをする又は変更設計住宅性能評価の申請若しくは変更確認の求めをするとき。

(6) その他JTCが建築物消費性能確保計画の判定の業務を効率的にできる場合等、合理的な理由がある場合。

（判定手数料を増額するための要件）

第20条　判定手数料は、複合建築物その他の判定の業務に要する時間が想定している時間を越えるものとしてJTCが判断した場合、増額することができるものとする。

（判定手数料の返還）

第21条　納入した判定手数料は、返還しない。ただし、JTCの責に帰すべき事由により判定の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

第５章　雑則

（判定業務規程の公開）

第22条　JTCは、この規程を判定の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、インターネット上に開設した JTC のホームページ（http://www.jpn-taliesin.com/）において公表するものとする。

（財務諸表等の備付け）

第23条　JTCは、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条において「財務諸表等」という。）を作成し、５年間事務所に備えて置くものとする。

（財務諸表等に係る閲覧等の請求）

第24条　利害関係人は、JTCの業務時間内において、JTCが別途指定する方法により、次に掲げる請求をすることができる。ただし、(2)又は(4)の請求をする場合は、JTC が請求する手数料を支払われなければならないものとする。

(1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

(2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求

(3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面

又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、JTC が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(a) JTC の使用に係る電子計算機と第 46 条第 2 項第 4 号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録される方法

(b) 磁気ディスクをもって調整するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法

(c) (a)及び(b)に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

（帳簿及び書類の保存期間）

第25条　帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

(1) 法第 47 条第 1 項の帳簿　建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務の全部を廃止するまで

(2) 提出書類、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る契約書その他建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類　15 年間

（帳簿及び書類の保存及び管理の方法）

第26条　前条各号に掲げる帳簿及び書類の保存は、建築物エネルギー消費性能適合性判定中にあっては特に必要がある場合を除き事務所内において、建築物エネルギー消費性能適合性判定終了後は施錠できる室、ロッカーその他の秘密の漏れることのない確実な方法で行う。

2. 前項の保存は、当該帳簿及び書類を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

（軽微変更該当証明に係る帳簿の備付け等）

第27条　JTC は、法第 47 第 1 項の帳簿に準じて軽微変更該当証明に係る帳簿を備え付け、これを保存することとする。

2. JTC は、法第 47 条第 2 項の書類に準じて第 7 条第 3 項の申請書類、軽微変更該当証明に係る契約書その他証明に要した書類を保存することとする。

3. 第 1 項の帳簿及び第 2 項の書類の保存期間は第 25 条に、当該帳簿及び書類の保存及び管理の方法は第 26 条に、それぞれ準ずることとする。

（電子情報処理組織に係る情報の保護）

第28条　JTC は、電子情報処理組織による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の受付け及び適合判定通知書等その他の図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

（判定の業務に関する公正の確保）

第29条　JTC の役員又はその職員（適合性判定員を含む。）が、建築物エネルギー消費性能確保計画の

提出等を自ら行った場合又は代理人として建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行った場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

2. JTC の役員又はその職員（適合性判定員を含む。）が、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に係る建築物について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

(1) 設計に関する業務

(2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務

(3) 建設工事に関する業務

(4) 工事監理に関する業務

3. JTC の役員又は職員（適合性判定員を含む。）で、JTC 以外に所属する法人の役員又は職員である者（過去２年間に所属していた法人の役員又は職員であった者を含む。）が、次のいずれかに該当する業務を行った場合、当該役員又は職員（適合性判定員を含む。）は、当該建築物に係る判定を行わないものとする。

(1) JTC に対する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を自ら行った場合又は代理人として建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行った場合

(2) JTC に対する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に係る建築物について前項(1)から(4)までに掲げる業務を行った場合

4. 第１項から前項までに掲げる場合に準ずる場合であって、判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

5. 適合性判定員又は JTC の役員若しくは職員以外の者は、判定の業務に従事してはならない。

（損害賠償保険への加入）

第30条　JTC は、判定の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（てん補限度額が年間 3,000 万円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項になっていないもの。）を締結するものとする。

（事前相談）

第31条　提出者等は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に先立ち、JTC に相談をすることができる。この場合において、JTC は、誠実かつ公正に対応するものとする。

（附則）

この規程は、 平成 29 年 5 月 1 日より施行する。

この規程は、 令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、 令和 4 年 5 月 23 日より施行する。

この規程は、 令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

平成 29 年 5 月 1 日 制定

令和 3 年 3 月 8 日 改訂

令和　4　年　5　月　1　日　改訂
令和　7　年　4　月　1　日　改訂

別表１

適合判定通知書の交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。
○○○－○○－○○○○－○－○－○○○○○

１～３桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号
４～５桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所毎に付する番号
６～９桁目	西暦
10桁目	１：新築 ２：増築・改築
11桁目	１：床面積の合計が 300㎡未満 ２：床面積の合計が 300㎡以上 1,000㎡未満 ３：床面積の合計が 1,000㎡以上 2,000㎡未満 ４：床面積の合計が 2,000㎡以上 10,000㎡未満 ５：床面積の合計が 10,000㎡以上 50,000㎡未満 ６：床面積の合計が 50,000㎡以上
12～16桁目	通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。）

別表２

軽微変更該当証明書の交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。
○○○－○○－○○○○－○－○－○○○○○

１～３桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号
４～５桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所毎に付する番号
６～９桁目	西暦
10桁目	１：新築 ２：増築・改築
11桁目	１：床面積の合計が 300㎡未満 ２：床面積の合計が 300㎡以上 1,000㎡未満 ３：床面積の合計が 1,000㎡以上 2,000㎡未満 ４：床面積の合計が 2,000㎡以上 10,000㎡未満 ５：床面積の合計が 10,000㎡以上 50,000㎡未満 ６：床面積の合計が 50,000㎡以上
12～16桁目	通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。）

別表３

建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る判定手数料

１）判定に係る手数料（非住宅）

①モデル建築法　　税抜金額（カッコ内は税込金額、単位：円）

延べ面積（㎡）	用途分類　※		
	A 種	B 種	C 種
100 ㎡ 未満	80,000×M (88,000×M)	70,000×M (77,000×M)	50,000×M (55,000×M)
100 ㎡ 以上　～　300 ㎡ 未満	100,000×M (110,000×M)	80,000×M (88,000×M)	60,000×M (66,000×M)
300 ㎡ 以上　～　500 ㎡ 未満	120,000×M (132,000×M)	90,000×M (99,000×M)	70,000×M (77,000×M)
500 ㎡ 以上　～　1,000 ㎡ 未満	140,000×M (154,000×M)	100,000×M (110,000×M)	80,000×M (88,000×M)
1,000 ㎡ 以上　～　2,000 ㎡ 未満	180,000×M (198,000×M)	110,000×M (121,000×M)	90,000×M (99,000×M)
2,000 ㎡ 以上　～　3,000 ㎡ 未満	210,000×M (231,000×M)	130,000×M (143,000×M)	100,000×M (110,000×M)
3,000 ㎡ 以上　～　4,000 ㎡ 未満	240,000×M (264,000×M)	150,000×M (165,000×M)	120,000×M (132,000×M)
4,000 ㎡ 以上　～　5,000 ㎡ 未満	270,000×M (297,000×M)	190,000×M (209,000×M)	140,000×M (154,000×M)
5,000 ㎡ 以上　～　10,000 ㎡ 未満	320,000×M (352,000×M)	230,000×M (253,000×M)	180,000×M (198,000×M)
10,000 ㎡ 以上　～　20,000 ㎡ 未満	360,000×M (396,000×M)	270,000×M (297,000×M)	200,000×M (220,000×M)
20,000 ㎡ 以上　～　50,000 ㎡ 未満	420,000×M (462,000×M)	330,000×M (363,000×M)	240,000×M (264,000×M)
50,000 ㎡ 以上　～	別途見積		

※ 用途分類は、3）用途分類による。

※ Mは、計算に適用するモデル数による係数

②標準入力法（主要室入力法を含む）　　税抜金額（カッコ内は税込金額、単位：円）

延べ面積（㎡）	用途分類　※		
	A 種	B 種	C 種
100 ㎡ 未満	180,000 (198,000)	110,000 (121,000)	90,000 (99,000)
100 ㎡ 以上　～　300 ㎡ 未満	200,000 (220,000)	130,000 (143,000)	110,000 (121,000)
300 ㎡ 以上　～　500 ㎡ 未満	220,000 (242,000)	150,000 (165,000)	130,000 (143,000)
500 ㎡ 以上　～　1,000 ㎡ 未満	280,000 (308,000)	170,000 (187,000)	150,000 (165,000)
1,000 ㎡ 以上　～　2,000 ㎡ 未満	320,000 (352,000)	210,000 (231,000)	170,000 (187,000)
2,000 ㎡ 以上　～　3,000 ㎡ 未満	380,000 (418,000)	250,000 (275,000)	210,000 (231,000)
3,000 ㎡ 以上　～　4,000 ㎡ 未満	440,000 (484,000)	290,000 (319,000)	250,000 (275,000)
4,000 ㎡ 以上　～　5,000 ㎡ 未満	480,000 (528,000)	350,000 (385,000)	270,000 (297,000)
5,000 ㎡ 以上　～　10,000 ㎡ 未満	560,000 (616,000)	430,000 (473,000)	310,000 (341,000)
10,000 ㎡ 以上　～　20,000 ㎡ 未満	600,000 (660,000)	490,000 (539,000)	370,000 (407,000)
20,000 ㎡ 以上　～　50,000 ㎡ 未満	700,000 (770,000)	570,000 (627,000)	410,000 (451,000)
50,000 ㎡ 以上　～	別途見積		

※ 用途分類は、3）用途分類による。

③変更手数料

申請種別	手数料			
	計画変更	ルートA	ルートB	ルートC
確認併願	80　%	20　%	30　%	60　%
単独申請	100　%	20　%	30　%	80　%

※ 計画変更・軽微変更（ルートA・ルートB）・軽微変更該当証明（ルートC）の申請手数料は、
当初適用された手数料に上記表の割合を乗じた金額とし、千円未満が生じる場合は切捨てとする。
（消費税別）

２）注意事項（非住宅）

① A 種、B 種、C 種の用途分類の適用については、3)用途分類による。

② 表の延べ面積の算定については、建築基準法の規定により算定する延べ面積とする。

③ 一つの確認申請に適合性判定対象建築物が複数棟ある場合、棟毎の手数料の合計した額とする。

④ 一つの棟に用途分類が複数ある場合、次のとおり適用する。

・A 種が含まれるときは A 種

・A 種がなく B 種が含まれるときは B 種

ただし、上記適用が著しく不合理であると認めた場合、別途判断による。

⑤ モデル建物法を使用する場合、使用するモデル数に応じて係数（M）を乗じた額とする。

（モデル数 2 の場合：1.1　モデル数 3 の場合：1.2　モデル数 4 以上：1.3）

⑥ 複合建築物（住宅部分と非住宅部分を有する建築物）の場合、住宅部分及び非住宅部分それぞれにより手数料を算定し、合計した額とする。

⑦ 副本を配送する場合、2,000 円（税込 2,200 円）の手数料を加算する。

⑧ 建築主等の申請に基づき、適合判定通知書及び軽微変更該当証明書を特殊な事情等により再交付する場合の手数料の額は、一通につき 10,000 円（税込 11,000 円）とする。

⑨ 本表に定める評価方法以外の方法による場合、別途見積とする。

３）用途分類

（確認申請書第四面に記載する用途コードによる）

分類	対象となる建築物の確認申請書第四面に記載される用途	用途区分コード
A種	図書館その他これに類するもの	08140
	博物館その他これに類するもの	08150
	美術館その他これに類するもの	08152
	老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これに類するもの	08170
	助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）	08190
	児童福祉施設等（入所する者の寝室があるものに限る。）	08210
	公衆浴場（個室月浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230
	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240
	病院	08260
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場	08370
	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	08380
	ホテル又は旅館	08400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
	劇場、映画館又は演芸場	08530
	観覧場	08540
	公会堂又は集会場	08550
	展示場	08560
	ダンスホール	08590
	個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600
B種	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060
	幼稚園	08070
	小学校	08080
	義務教育学校	08082
	中学校、高等学校又は中等教育学校	08090
	特別支援学校	08100
	大学又は高等専門学校	08110
	専修学校	08120
	各種学校	08130
	幼保連携型認定こども園	08132
	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
	保育所その他これに類するもの	08180
	助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）	08192
	児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）	08220

分類	対象となる建築物の確認申請書第四面に記載される用途	用途区分コード
B種	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250
	巡査派出所	08270
	公衆電話所	08280
	郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設（郵便局）	08290
	地方公共団体の支庁又は支所	08300
	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これに類するもの	08330
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売所その他これに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	08390
	自動車教習所	08410
	日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）	08440
	飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）	08450
	食堂又は喫茶店	08452
	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床の面積が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456
	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458
	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）	08460
	事務所	08470
	料理店	08570
	キャバレー、カフェ、ナイトクラブ又はバー	08580
	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75 キロワット以下のものに限る。）	08650
C種	公衆便所、休憩所又はバスの停留所の上家	08310
	建築基準法令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320

分類	対象となる建築物の確認申請書第四面に記載される用途	用途区分コード
C種	工場（自動車修理工場を除く。）	08340
	自動車修理工場	08350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
	畜舎	08420
	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
	自動車車庫	08490
	自転車駐輪場	08500
	倉庫業を営む倉庫	08510
	倉庫業を営まない倉庫	08520
	卸売市場	08610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
	農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵するもの	08630
	農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640
要相談	その他	08990

４）判定に係る手数料（住宅）

①一戸建ての住宅　　税抜金額（カッコ内は税込金額、単位：円）

申請種別	延べ面積(㎡)等	手数料
確認併願	200㎡　未満	40,000 (44,000)
	200㎡　以上　～　500㎡　未満 又は階数3以上	50,000 (55,000)
	500㎡　以上	別途見積
評価併願	200㎡　未満	10,000 (11,000)
	200㎡　以上　～　500㎡　未満 又は階数3以上	10,000 (11,000)
	500㎡　以上	20,000 (22,000)
長期併願	200㎡　未満	15,000 (16,500)
	200㎡　以上　～　500㎡　未満 又は階数3以上	15,000 (16,500)
	500㎡　以上	20,000 (22,000)
単独申請	200㎡　未満	60,000 (66,000)
	200㎡　以上　～　500㎡　未満 又は階数3以上	75,000 (82,500)
	500㎡　以上	別途見積

※ 申請種別の定義は以下のとおりとする。

確認併願：JTCに対し、建築基準法に基づく確認申請を併願している場合

評価併願：JTCに対し、設計住宅性能評価の申請を併願し、建設住宅性能評価の申請を予定している場合（コース2）

長期併願：JTCに対し、長期使用構造等確認の申請を併願している場合（コース2）

単独申請：JTCに対し、建築物エネルギー消費性能適合性判定のみ申請している場合

②共同住宅等　　税抜金額（カッコ内は税込金額、単位：円）

申請種別※	基本手数料	加算手数料
確認併願	90,000 (99,000)	4,000×N (4,400×N)
評価併願	10,000 (11,000)	1,000×N (1,100×N)
長期併願	15,000 (16,500)	1,000×N (1,100×N)
単独申請	120,000 (132,000)	5,000×N (5,500×N)

※ Nは、対象となる建築物の住戸数

※ メゾネット住戸の場合は、1住戸あたり3,000円（税込3,300円）を加算する。

③共同住宅等の共用部の審査を行う場合の追加手数料　　税抜金額（カッコ内は税込金額、単位：円）

住戸数	手数料
100戸以下	100,000 (110,000)
101戸以上	100,000＋〈N-100〉×500 (110,000＋〈N-100〉×550)

※ Nは、対象となる建築物の住戸数

④変更手数料

申請種別	手数料			
	計画変更	ルートA	ルートB	ルートC
確認併願	80　%	20　%	30　%	60　%
単独申請	100　%	20　%	30　%	80　%

※ 計画変更・軽微変更（ルートA・ルートB）・軽微変更該当証明（ルートC）の申請手数料は、
当初適用された手数料に上記表の割合を乗じた金額とし、千円未満が生じる場合は切捨てとする。
（消費税別）

５）注意事項（住宅）

① 仕様基準による申請の場合は、当初適用された手数料の 10 分の 5 の額とする。

② 仕様基準による申請の軽微変更該当証明の申請（軽微変更ルート C）は、当初適用された手数料の 10 分の 1 の額とする。

③ 複合建築物（住宅部分と非住宅部分を有する建築物）の場合、住宅部分及び非住宅部分それぞれにより手数料を算定し、合計した額とする。

④ 副本を配送する場合、2,000 円（税込 2,200 円）の手数料を加算する。

⑤ 建築主等の申請に基づき、適合判定通知書及び軽微変更該当証明書を特殊な事情等により再交付する場合の手数料の額は、一通につき 10,000 円（税込 11,000 円）とする。

⑥ 本表に定める評価方法以外の方法による場合、別途見積とする。

別記様式第１

（第一面）

軽微変更該当証明申請書

年　　月　　日

日本タリアセン株式会社　御中

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第１３条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同規則第５条（同規則第９条第２項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

【軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明】

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書番号】　第　　号
【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日】　年　　月　　日
【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付者】

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年　　月　　日	年　　月　　日	
第　　号	第　　号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。ただし、直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明を当機関で実施している場合、変更に係る部分のみの提出とすることができます。

別記様式第２

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による

軽微変更該当証明書

第　　号

年　　月　　日

建築主　　殿

日本タリアセン株式会社　　印

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第５条（同規則第９条第２項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証明します。

記

１．申請年月日　　年　　月　　日

２．建築場所

３．建築物又はその部分の概要

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

別記様式第３

軽微な変更に該当しない旨の通知書

第　　号
年　　月　　日

建築主　　殿

日本タリアセン株式会社　　印

別添の軽微変更該当証明申請書および添付図書に記載の計画の変更は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第５条（同規則第９条第２項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当しないことを確認しましたので、通知します。

記

（理由）

別記様式第４

軽微な変更に該当するかどうかを決定することができない旨の通知書

第　　号
年　　月　　日

建築主　　殿

日本タリアセン株式会社　　印

下記による軽微変更該当証明申請書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第５条（同規則第９条第２項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当するかどうかを決定することができないので、通知します。

記

１．申請年月日　　年　　月　　日付　第　　号

２．建築場所

（理由）

（備考）